

改 正 後	改 正 前
<p>風俗環境浄化協会等に関する規則 （全国風俗環境浄化協会への準用規定）</p> <p>第八条 第一条及び第一条の二の規定は法第四十条第一項の規定により全 国風俗環境浄化協会（以下この条及び次条において「全国協会」という 。）の指定を受けようとする法人について、第二条の規定は同項の規定 による指定を行った場合について、第三条の規定は同項の規定による指 定を受けた法人について、前三条の規定は<u>全国協会</u>について準用する。</p> <p>この場合において、第一条第一項中「都道府県公安委員会（以下「公安 委員会」という。）」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第二項第 四号中「法第三十九条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第四十条第 二項各号に掲げる」と、第一条の二中「法第三十九条第一項」とあるの は「法第四十条第一項」と、同条第一号中「法第三十九条第二項各号に 掲げる」とあるのは「法第四十条第二項各号に掲げる」と、第二条、第 三条、第五条及び第六条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会 」と、前条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第 三十九条第四項」とあるのは「法第四十条第三項において読み替えて準 用する法第三十九条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>（風俗環境浄化協力団体）</p> <p>第九条 都道府県協会又は全国協会との合意に基づいてこれらと協力して</p>	<p>風俗環境浄化協会に関する規則 （全国風俗環境浄化協会への準用規定）</p> <p>第八条 第一条及び第一条の二の規定は法第四十条第一項の規定により全 国風俗環境浄化協会の指定を受けようとする法人について、第二条の規 定は同項の規定による指定を行った場合について、第三条の規定は同項 の規定による指定を受けた法人について、前三条の規定は<u>全国風俗環境 浄化協会</u>について準用する。この場合において、第一条第一項中「都道 府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」とあるのは「国家公 安委員会」と、同条第二項第四号中「法第三十九条第二項各号に掲げる 」とあるのは「法第四十条第二項各号に掲げる」と、第一条の二中「法 第三十九条第一項」とあるのは「法第四十条第一項」と、同条第一号中 「法第三十九条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第四十条第二項各 号に掲げる」と、第二条、第三条、第五条及び第六条中「公安委員会」 とあるのは「国家公安委員会」と、前条中「公安委員会」とあるのは「 国家公安委員会」と、「法第三十九条第四項」とあるのは「法第四十条 第三項において読み替えて準用する法第三十九条第四項」と読み替える ものとする。</p>

善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする団体（以下この条において「風俗環境浄化協力団体」という。）であつて、第四項の規定による措置を受けようとするもの（法第四十四条に規定する団体を除く。）は、その目的とする事業が二以上の都道府県の区域において行われる場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公安委員会に提出することができる。

- 一 名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 二 目的及び事業

三 団体を組織する者の氏名及び住所（その者が団体である場合にあつては、当該団体の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 法人である場合には、定款、登記事項証明書並びに役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 二 事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- 三 前項の全国協会との合意に関する書面

3 第一項の規定による届出をした風俗環境浄化協力団体は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき又は当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

4 国家公安委員会又は公安委員会は、第一項の規定による届出をした風俗環境浄化協力団体に対し、その事業に関し必要な助言、指導その他の措置を講ずることができる。

5 都道府県協会又は全国協会は、法第三十九条第二項第二号又は第四十

条第二項第二号に掲げる事業の実施のため必要があるときは、風俗環境浄化協力団体に協力を求めることができる。

6| 風俗環境浄化協力団体は、必要があると認めるときは、都道府県協会に対して、当該団体を対象とする法第三十九条第二項第四号に掲げる事業を行うことを求めることができる。

(電磁的記録媒体による手続)

第十条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)及び別記様式第二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 申請書 第八条において準用する第一条第一項

二 届出書 前条第一項

三 定款 第八条において準用する第一条第二項又は前条第二項

四 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 第八条において準用する第一条第二項又は前条第二項

五 事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面 第八条において準用する第一条第二項又は前条第二項

六 資産の種類を記載した書面 第八条において準用する第一条第二項

七 事業計画書及び収支予算書 第八条において準用する第五条第一項

八 事業報告書及び収支決算書 第八条において準用する第五条第二項

(フレキシブルディスクによる手続)

第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一 申請書 前条において準用する第一条第一項

二 定款 前条において準用する第一条第二項

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 前条において準用する第一条第二項

四 法第三十九条第二項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面 前条において準用する第一条第二項

五 資産の種類を記載した書面 前条において準用する第一条第二項

六 事業計画書及び収支予算書 前条において準用する第五条第一項

七 事業報告書及び収支決算書 前条において準用する第五条第二項

- 2 | 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
- 3 | 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。
  - 一 | トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式
  - 二 | ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
  - 三 | 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
- 4 | 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。
- 5 | 第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
  - 一 | 提出者の名称
  - 二 | 提出年月日

別記様式第1号（第4条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
写 真 氏 名
生年月日
上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第2 項第6号又は第7号の規定による調査の業務に従事する者であることを証明す る。
年 月 日
風俗環境浄化協会 印

（裏）

<u>風俗環境浄化協会等に関する規則</u> （抜粋）
第4条 略
2 略
3 調査員は、調査業務に従事するに当たっては、前項の身分証明書を携帯 し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

別記様式第1号（第4条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
写 真 氏 名
生年月日
上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第2 項第6号又は第7号の規定による調査の業務に従事する者であることを証明す る。
年 月 日
風俗環境浄化協会 印

（裏）

<u>風俗環境浄化協会に関する規則</u> （抜粋）
第4条 略
2 略
3 調査員は、調査業務に従事するに当たっては、前項の身分証明書を携帯 し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

別記様式第2号（第10条関係）

電磁的記録媒体提出票	
風俗環境浄化協会等に関する規則	第8条において準用する第1条第1項 第8条において準用する第1条第2項 第8条において準用する第5条第1項 第8条において準用する第5条第2項 第9条第1項 第9条第2項
規定により提出することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。	
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。	
年 月 日	
国家公安委員会 殿	提出者の名称及び事務所の所在地
1	電磁的記録媒体に記録された事項
2	電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提供する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号（第9条関係）

フレキシブルディスク提出票	
風俗環境浄化協会に関する規則	第1条第1項 第1条第2項の規 第5条第1項 第5条第2項
規定により提出することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。	
本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。	
年 月 日	
国家公安委員会 殿	提出者の名称及び事務所の所在地
1	フレキシブルディスクに記録された事項
2	フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考

- 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提供する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略） 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定		別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略） 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定	
五〇九（略） 別表第二（第二条第二項関係） 一（略） 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定	五〇九（略） 別表第二（第二条第二項関係） 一（略） 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定	五〇九（略） 別表第二（第二条第二項関係） 一（略） 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定	五〇九（略） 別表第二（第二条第二項関係） 一（略） 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定
風俗環境浄化協会等に関する規則 第八條において読み替えて準用する第三條第一項及び第九條第三項	風俗環境浄化協会等に関する規則 第八條において読み替えて準用する第三條第一項及び第九條第三項	風俗環境浄化協会に関する規則 第八條において読み替えて準用する第三條第一項	風俗環境浄化協会に関する規則 第八條において読み替えて準用する第三條第一項
（略）	（略）	（略）	（略）

三〇六 (略)

別表第三(第六条関係)

一 (略)

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定

(略)	(略)
風俗環境浄化協会等に関する規則	第八条において読み替えて準用する第六条
(略)	(略)

三〇五 (略)

三〇六 (略)

別表第三(第六条関係)

一 (略)

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定

(略)	(略)
風俗環境浄化協会に関する規則	第八条において読み替えて準用する第六条
(略)	(略)

三〇五 (略)